

## 第2次小山市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

### 1. 第2次小山市子ども・子育て支援事業計画について

#### (1) 計画の概要

本市は、少子化対策と子育て支援を市政の重要な施策として位置づけ、出会いから結婚、妊娠、出産、子育てまで、切れ目のない子ども・子育て支援に関する総合的な計画として、「第2次小山市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、5年を1期とする「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み(利用ニーズ)」と「確保方策(提供体制)」を定めた計画です。

#### (2) 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間

H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
小山市子ども・子育て支援事業計画(H27～H31)					第2次小山市子ども・子育て支援事業計画(R2～R6)					次期計画
							中間見直し	ニーズ調査	策定	

### 2. 計画の見直しについて

市町村子ども・子育て支援事業計画については、国の示す指針により、量の見込みが実績と大きく乖離している場合には、計画期間の中間年を目安に、必要に応じて計画の見直しを行うこととされています。

令和4年3月に「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について(令和4年3月18日付内閣府事務連絡)」において、計画見直しの要否の基準が以下のとおり示されました。

教育・保育	<p>令和3年4月1日時点の支給認定ごとの子どもの「実績値」について、計画における「量の見込み」と比較し、10%以上の乖離がある場合は、見直しが必要。</p> $\frac{\text{実績値}}{\text{量の見込み}} \leq 90\% \quad \text{または} \quad \frac{\text{実績値}}{\text{量の見込み}} \geq 110\%$
地域子ども・子育て支援事業	教育・保育の「量の見込み」の見直しに併せて、事業の実施状況や利用状況等に照らし、必要に応じて見直しを行う。

そのため、「第2次小山市子ども・子育て支援事業計画」における「第4章の2 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」について、中間見直しを実施しました。

### 3. 見直しを行った事業

#### ・利用者支援事業計画

従来の「子育て支援相談室ほほえみ」、「おやま子育て応援センター」の2か所の他、「外国人ふれあいサロン」を追加し3か所となるため、令和5年度以降の量の見込みと確保方策を3か所に変更する。

### 4. 変更の内容

#### 第4章 2 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」

#### (2)地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策（計画書 p62）

##### ① 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

#### 【変更理由】

外国籍住民の子育てに関する支援の一環として実施している「外国人ふれあいサロン」は、複数の言語を話せる相談員が常駐し、外国人が子育ての悩み等を相談していることから、利用者支援事業へ追加するため。

#### <変更前>

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み(か所)	1	2	2	2	2
確保方策(か所)	1	2	2	2	2



#### <変更後>

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み(か所)	1	2	2	<u>3</u>	<u>3</u>
確保方策(か所)	1	3	3	<u>3</u>	<u>3</u>